

児童に関する手当

●問い合わせ 児童課 内線 1 4 4

ひとり親家庭に関する手当

ひとり親家庭(母子父子家庭)などの生活の安定と児童の健全育成のため、児童扶養手当などの手当を支給する制度です。受給しようとする方および児童は、東浦町内に居住していれば国籍は問いません。手当の概要や支給要件、所得制限については、問い合わせてください。

なお、事実婚(異性の頻繁な

訪問や同居、経済的援助などの場合は、手当の申請はできません。また、受給中の方が事実婚となった場合は、資格喪失や返還などが生じます。

●児童扶養手当の注意

原則、手当の支給開始月の初日から(平成15年4月1日以前から受給している方は、平成15年4月1日から)起算して5年を経過すると、受給資格者が父または母の場合、手当の2分の1が支給停止となります。ただし、次の①または②により必要書類を期限内に提出した場合、支給停止が解除されます。該当者には通知しますので、必要書類を児童課へ郵送または持参してください。

※所得の状況や家族の状況などに変化があった場合は、この限りではありません。

①受給している父または母などが次のいずれかに該当する場合

- ・就業している。
- ・求職活動など自立を図るための活動をしている。

- ・身体上または精神上的の障がいがある。

- ・負傷または疾病などにより就業することが困難である。
- ・受給している母などが監護する児童または親族が障がい、負傷、疾病、要介護状態などにあり、介護する必要があるため就業することが困難である。

②児童課に相談し、求職活動などを行った場合

●公的年金給付などと児童扶養手当の併給

平成26年4月に児童扶養手当法が改正されたことに伴い、児童扶養手当と公的年金給付の併給が可能になりました。今まで、児童または母などが公的年金給付を受けている場合、児童扶養手当は支給されませんでしたが、平成26年12月1日から公的年金給付などを受けている場合でも、年金などの額が児童扶養手当額を下回る場合には、差額を手当から支払うことができるようになりました。

児童扶養手当の申請を希望

	児童扶養手当	愛知県遺児手当	東浦町遺児手当
受給者(申請者)	父、母、養育者(祖父母、おじ、おばなど)		
支給対象児童	死別、離婚などにより 父または母 と生計を同一にしていない児童および 父または母 が重度の障がいがある児童		
支給期間	児童が18歳到達年度の末日まで(施行令で定める程度の障がいがある方は20歳未満まで)	児童が18歳到達年度の末日までの最長5年間	児童が18歳到達年度の末日まで
手当月額(平成28年度)	児童1人の場合 全額支給 42,330円 一部支給 9,990～42,320円 児童2人の場合(5,000円加算) 全額支給 47,000円 一部支給 14,910～46,990円 児童3人以上の場合 3人目から児童1人増すごとに3,000円加算	児童1人につき 1～3年目 4,350円 4～5年目 2,175円 6年目以降 0円	児童1人につき 3,500円

※平成28年8月から2人目および3人目以降の増額が予定されています。

する方で、公的年金給付などを受給している場合は、差額計算が必要となるため年金などの受給状況をお知らせください。

※公的年金給付などは、遺

族年金、老齢年金、障害年金、労災年金、遺族補償など各種法令などに基つく年金および遺族補償などのこ

特別児童扶養手当制度

身体・知的発達または精神に障がいがある児童の福祉増進を図るために手当を支給する制度です。支給しよつとする方ならびに児童は、東浦町内に居住していれば国籍は問いません。受給資格者は、身体・知的発達または精神に中度・重度の障がい(または病状)を有する20歳未満の児童を監護・養育している方です。ただし、児童が障かいを事由とする年金を受給できるときや、手当対象外となる施設などへ入所しているときは受給資格はありません。

●手当等級と手帳等級

手当の等級は、身体障害者手帳・療育手帳などの等級と同じではありません。手帳が交付されていても認定されないことがあります。

区分	支給額 (1人1月につき)
1級該当児童	51,100円
2級該当児童	34,030円

※平成28年4月から

4月1日から 始めます!

「ひとり親家庭等」を応援する新たな制度

●どんな内容なの?

仕事につながる講座や資格取得に要する講座受講料や就職活動、資格講座受講時の一時的保育などの利用料の一部を助成します。

●どんな給付を受けるの?

- 町長が認める講座などの受講料の一部(上限あり)
- 資格取得および就職活動などのために利用した町内保育園の一時的保育の利用料
- またはファミリーサポートセンター事業の利用料の一部

●給付を受けるためには?

講座の受講前や一時保育などの利用前に、事前相談や申請が必要です。



子育て支援制度

●申請・問い合わせ
児童課 内線 145

■子育て支援ヘルパー派遣

妊婦または乳幼児の母親が疾病などにより家事や育児が困難な場合に、援助を行うヘルパーを派遣します。

●対象

- 町内に住所を有する妊婦または母親が次のいずれかに該当し、家事や育児を行うことが困難で、日中にこれらの方を援助する方がいない世帯
- 妊婦が切迫流産などの妊娠に起因する疾病のため、医師の診断により療養が必要と認められる場合
- 母親が出産後の育児ノイローゼ、うつ病、その他の傷病などのため、継続的な支援が必要と認められる場合
- 保育園などに就園していない

- い満3歳未満の乳幼児を3人以上養育している場合
- 保育園などに就園していない満3歳未満の多胎児を養育している場合

●内容

- 家事に関する援助(調理、掃除、生活必需品の買い物など)
- 育児に関する援助(授乳の手伝い、オムツ交換、もく浴の介助など)
- 生活や育児に関する相談

●派遣時間

原則、3か月以内で平日の午前8時〜午後6時の間で、1日4時間以内(月30時間まで)

●派遣費用

1時間 180円
※生活保護世帯および住民税非課税の世帯の方には減免制度あり

■子育て短期支援事業

保護者が病気・その他の事由により、家庭で児童の養育が一時的に困難となった場合や母子が緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童などを児童福祉施設で一時的に養育・保護する制度です。

●対象

町内在住の18歳未満の児童、母子などで次のいずれかに該当する場合

- 保護者が社会的理由(病気、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校などの公的行事への参加)により、家庭における養育が一時的に困難となる状態
- 夫の暴力などにより緊急一時的に保護を必要とする状態

●利用期間

原則として7日以内

●負担額

区分	負担額 (1人1日につき)
2歳未満の児童および慢性疾患の児童	5,350円
2歳以上の児童(慢性疾患の児童を除く。)	2,750円
18歳未満の児童の母など	750円

※生活保護世帯および住民税非課税の世帯の方には減免制度あり

3月16日

全国大会頑張っ！

全国大会に出場する選手の激励会が役場で行われました。

- 第34回全国高等学校
女子ソフトボール選抜大会
久保田愛華さん(多治見西高1)
- 第38回(2015年度)全国 JOC ジュニア
オリンピックカップ春季水泳競技大会
50m自由形、100m自由形
戸田 菜月さん(西部中1)
- 第16回全国体操小学生大会
稲垣 茉優さん(生路小6)
山崎 胡都さん(緒川小5)
- 第15回全国小学生ソフトテニス大会
シングルス男子 6年生の部
戸高 創くん(片葩小6)
ダブルス男子 5年生の部
外山 陽翔くん(片葩小5)
遠藤 功一くん(片葩小4)
ダブルス女子 5年生の部
森田 多恵さん(片葩小5)
長谷川美羽さん(緒川小5)
- 第11回風越カップ
全日本少年アイスホッケー大会
川合 温大くん(片葩小6)
- USA All Star Nationals 2016
葛谷 夏梨さん(卯ノ里小3)



平成29年度から
変わります！

「東浦町遺児 手当の制度」

平成29年4月1日より、東浦町遺児手当の支給期間および支給額が変更になります。今まで、申請した月の翌月から18歳到達年度の末日までを支給期間としていましたが、手当額を増額し、短期間に集中して金銭的な扶助を行うこととで離別、死別直後の困難な

状況を乗り切ることを目指す制度に改正しました。なお、現在東浦町遺児手当を受給中で、受給から5年以上経過している方は、平成29年4月～平成30年3月末に改正後の額で手当を受給することになり、平成30年3月末をもって資格喪失となります。

5年を経過していない方についても平成29年4月から改正後の金額での受給に切り替わりますが、5年を経過した時点で資格を喪失することになります。



	改正前	改正後
支給期間	申請した月の翌月から18歳到達年度の末日まで	児童が18歳到達年度の末日までの最長5年間
支給額	3,500円	5,000円